

多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年1月13日（水）午後6時

R3. 1. 14 訂正

兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置を踏まえて、以下のとおり対応する。

期間：1月14日（木）から2月7日（日）

◆公共施設の利用制限について

- 屋内施設の利用人数は、収容定員の50%以内とする。
- 公共施設（会議室、交流スペース、プラザ図書室、体育館、グラウンド、テニスコート等）の利用は20時までに終了するように働きかける。

◆小中学校の対応について

○教育活動における感染防止対策

- ・感染リスクが高いとされている活動は行わない。
- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用、毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。
- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や、会話の際にはマスクをつけるなどの対応を工夫する。
- ・児童生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底するとともに、本県に緊急事態宣言が発出されている期間、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校しない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
教職員も、健康管理を徹底し、自身に発熱等の風邪症状がある場合はもちろんのこと、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も出勤を見合わせる。
- ・受験等にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して20時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。

○部活動

- ・実施場所：原則、学校及びその周辺
- ・活動時間：平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守

- ・本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会（※を除く）、練習試合、合宿は行わない。

※令和2年度中体連スケジュール記載大会、競技等団体等が主催する大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

◆職員の勤務体制について

- 時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。

◆町長メッセージの発信

- 防災行政無線、たかテレビ、町ホームページ・SNS、たかちょう防災ネットを活用して、緊急事態措置を受けた、不要不急の外出自粛や一層の感染防止対策の呼びかけを行う。

1月14日（木）～